

事業主側

工場主ハ労働者側ノ要求ナル要求嘆願アリト虽
一蹴ニ上ルベシトモ、労働者側ノ要求ニ対
シテ不意出勤方種多ク、出勤率ノ低キハ
容赦ナク解雇スベシト云フ態度極メテ強硬ニシテ
右通告ニ対シテ一名モ出勤セザルヨリ退社シタルモ
ノト見做シテ除籍シ必要ニ意ハ臨時之ヲ採用作業
ヲ繼續シ居リテ業務ニ何等支障ナク相当樂觀シ居
ル模様ナリ

労働者側ノ豫想

目下ノ如工場被留職工ハ極メテ不安ニシテ、
テ、何事ノ為メニ

指下ノ作業ヲ繼續シ居ルモ組合員今在指導シ居ルヲ
以テ何時悪化スルモ又計リ難キ情勢ナリ

右又申(通)報候也

(別記二)

要求書

- 一、井手、加藤、丸山、斎藤、岡、只小鉢ノ解雇ヲ即時取消スルヲ
- 二、通算十四日以上勤務ノ臨時工ヲ不在ニスルヲ
- 三、兵役ニ因テ欠勤八日給金額ヲ支給スルヲ
- 四、半年ニ一回定期昇給ヲ実施スルヲ
- 五、皆勤賞興ヲ復活スルヲ
- 六、残業手当ヲ支給スルヲ
- 七、衛生設備ヲ完備スルヲ